別紙様式２  
自主点検記録票  
部局等名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　建物名称

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 点　　　　　検　　　　　項　　　　　目 | | | 検　査　年　月　日 | |
| 年　 月 　日 | 年　 月 　日 |
| 点検結果 | 点検結果 |
| 建  築  設  備 | 一般構造 | 増築した部分の構造は適法か。 |  |  |
| 屋上にプレハブ等の居室はないか。 |  |  |
| 延焼のおそれのある部分の出入口、非常口、窓その他の開口部の構造は、網入りガラスになつているか。 |  |  |
| 延焼のおそれのある部分の外壁に設置する換気扇及び換気孔は、不燃材料のルーバー又は防火おおい等に破損又は脱落が生じていないか。 |  |  |
| 延焼のおそれのある部分の外壁又は窓等に設置するルームクーラー等の架台は、可燃性のものを使用していないか。 |  |  |
| 防　 火　 戸  (シャッター) | 完全に閉鎖できる構造になっているか。 |  |  |
| 自動閉鎖機構の機能は完全に作動するか。 |  |  |
| 電線管類 | 給排水管、電線管その他の管の貫通部の埋戻しは完全か。 |  |  |
| ビニール管等の可燃材配管は、それぞれ両側１メートル以内は不燃材料でおおわれているか。 |  |  |
| 避　 難　 路 | 廊下及び階段の避難のための巾員は、規定どおり確保しているか。 |  |  |
| 物品等の陳列又は集積はないか。 |  |  |
| 火  気  設  備 | 周囲の状況 | 周囲の可燃物が過熱や炭化していない  か｡ |  |  |
| 煙　 突 　類 | 可燃物と10cm以上の距離を確保しているか。 |  |  |
| 破損亀裂はないか。 |  |  |
| 排気ダクト | 他の用途のダクトと接続されていないか。 |  |  |
| 清掃は定期的に行っているか。 |  |  |
| 破裂亀裂はないか。 |  |  |
| 火気使用箇所 | 喫煙所等の火気使用箇所の管理は、適切に行っているか。 |  |  |
| 換気扇は常に作動しているか。 |  |  |
| 煙草の吸殻は適切に処理しているか。 |  |  |
| 電  気  設  備 | 配　　　　線 | コードの損傷はないか。 |  |  |
| 接続部の状況は適切か。 |  |  |
| コンセントは適切に使用しているか。 |  |  |
| 電気機器 | 電気機器のコードに損傷はないか。 |  |  |
| 電気機器に過熱、異臭及び汚損はないか。 |  |  |
| 配電盤等 | 過熱及び破損はないか。 |  |  |
| ヒューズの容量及び種別は適切か。 |  |  |
| 照明設備 | 損傷、異臭及び汚損はないか。 |  |  |
| 危  険  物  関  係 | 建築・設備 | 開口部に破損はないか。 |  |  |
| 換気設備は有効に機能保持しているか。 |  |  |
| ためますは破損していないか。 |  |  |
| ためますの滞油した油は除去しているか。 |  |  |
| 標識及び掲示板に類別品名数量等の記載がされているか。 |  |  |
| 貯蔵・取扱い | 貯蔵している危険物は許可及び届出内容に相違ないか。 |  |  |
| もれ及びあふれ等はないか。 |  |  |
| 性状にあつた取扱いをしているか。 |  |  |
| 収納器は適切な物を使用しているか。 |  |  |
| 消火器の機能は適切か。 |  |  |
| タンク・設備 | 基礎架台の固定状況は良好か。 |  |  |
| 緊急遮断弁の作動状況は良好か。 |  |  |
| 油流出止めの破損等はないか。 |  |  |
| 油流出止めの水抜き口は閉鎖している  か。 |  |  |
| 注入口に破損はないか。 |  |  |
| 配管からの油漏れはないか。 |  |  |
| 漏えい検査管の開閉状況は良好か。 |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 備  考 | 点検結果の記録記号　　○　正常　　　　　　×　不良  　　　　　　△改修済 | 区　分 | 点検者名 | 印 | 区　分 | 点検者名 | 印 |
| 建築設備 |  |  | 電気設備 |  |  |
| 火気設備 |  |  | 危険物関係 |  |  |

(注)　１　この点検記録票は、建物別に作成するものとする。  
　　　 ２　点検回数は、年２回とする。  
　　　 ３　この点検記録票は、消防署による査察等において常に提示できるよう保管しておくものとする。

　　　 ４　建築基準法令に基づく建築物の検査、消防法令に基づく危険物製造所等の検査、電気事業法令に基づく各種電気設備の検査又は労働安全法令に基づくボイラー等の火気使用設備の検査等で、すでに具体的な検査を定めて実施しているもので、自主点検記録票と重複する部分がある場合は、その部分を省略する。

　　　 ５　該当しない項目には、斜線を引くものとする。

　　　 ６　自主点検を実施する場合において疑問が生じた場合は、施設課職員等の意見を求めて行うものとする。

　　　 ７　電気設備の自主点検は、一次側電気配線設備（実験盤等末端開閉器にて区別）は施設課において行うので、部局等においては、二次側電気配線設備について自主点検を行うものとする。

　　　 ８　ルーバーとは、天井又は壁体に設けられる開口部の一つで、羽根を備えているもので採光及び換気のためのものをいう。

　　　 ９　ダクトとは、空気調和及び換気において、空気を所定の場所に導く長方形又は円形の管路をいう。

　　　 10　廊下及び階段の巾員  
　　　　　　　　廊下　　　　両側に居室がある場合　　　　1.6m  
　　　　　 　　 　　　　　　　その他の場合　 　　　　　　　1.2m  
　　　　　　　　階段　　　　　　　　　　　　　　　 　　　1.2m

　　　　　 　上記巾員より狭い建物は、施設課においてその巾員で許可を得ている建物であるから、施設課で確認すること。

　　　 11　火気設備とは、厨房器具、こんろ、ストーブ、ガス湯沸器及び火を使用する器具類をいう。